

# 議 事 録

会議名称	令和4年度 第2回加古川市人権教育啓発推進審議会
開催日時	令和4年9月2日（金）午後2時30分から午後4時30分まで
開催場所	加古川市役所北館 大会議室
出席者	<p>&lt;委員&gt;</p> <p>石元 清英委員、朝比奈 寛正委員、松本 嘉治委員、上田 博紀委員、浜田 時子委員、谷津 勲委員、黒田 おさみ委員、高松 朋子委員、清田 美由紀委員</p> <p>&lt;事務局&gt;</p> <p>大歳市民協働部長、栗山市民協働部次長、田中市民協働部参事（兼）人権文化センター所長、清水人権文化センター副所長（兼）徴収担当副課長（兼）教育・研修係長、加藤指導主事（兼）相談・啓発担当副課長、記村相談・啓発係指導主事、福田総務係長、青木総務係主査、夫総務係主査</p>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員の委嘱</li> <li>3 会長・副会長の選出</li> <li>4 議事（1）令和4年度人権文化センター事業について 議事（2）加古川市人権教育及び人権啓発に関わる基本計画検討案について</li> <li>5 その他</li> <li>6 閉会</li> </ol>
配付資料	<p>資料1 加古川市人権教育啓発推進審議会 委員名簿（R4.8.3現在）</p> <p>資料2 令和4年度加古川市人権文化センター事業について</p> <p>資料3 『加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画』策定案（Ⅰ～Ⅲ）</p> <p>資料4 第1回審議会での基本計画への反映について</p> <p>資料5 『加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画』策定案（Ⅳ～Ⅴ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・令和4年度 加古川市人権教育啓発推進審議会事務局名簿</li> <li>・人権文化センターだより（臨時14号）</li> </ul>
傍聴者の数	5人

## 1. 開会

## 2. 委員の委嘱

委員に委嘱状交付  
市民協働部長あいさつ  
委員自己紹介  
事務局自己紹介

## 3. 会長・副会長の選出

委員の互選により会長に石元委員を、副会長に上田委員を選出  
会長あいさつ  
副会長あいさつ

## 4. 議事

### (1)「令和4年度 加古川市人権文化センター事業について」

事務局

それでは、令和4年度加古川市人権文化センター事業について説明させていただきます。いくつかの事業について割愛しながら説明します。

人権啓発活動地方委託金をご覧ください。令和4年度は令和3年度と比べて減額となっていますが、対象事業のうち「おもいやりのこころ」の冊子発行と「人権の花運動」について、4年に一度の実施予定を令和3年度に実施したため、令和4年度においてはその分が減額となっています。

続いて、加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画及び人権教育啓発推進審議会についてですが、令和4年度においては、令和5年度からの新たな基本計画を定める予定としています。そのため、審議会について令和3年度は3回の実施でしたが、令和4年度は5回の実施を予定しています。

続いて、人権文化センター施設利用についてですが、令和3年度は10,891人の利用者がありましたが、令和3年度は4月から8月の間に人権文化センターがコロナのワクチン接種会場となったことにより、通常での利用が制限されている状況による結果です。令和4年度は現時点ではそのような制限は予定がなく、7月末までの実績で7,533人の利用者があり、年間を通しては昨年度の実績を上回るのではないかと見込んでいます。

続いて、人権文化センター登録団体についてですが、ワクチン接種会場に関連しまして、令和3年度は活動が制限された団体がありましたが、令和4年度は各団体での定期的な活動が予定されています。

センター人権学習講座ですが、3つの人権講座を掲載しています。まずは公民館等の地域において、一般の市民向けに実施します初級講座の「人権ひろば」、それから地域の人権リーダーの育成を目的とした中級講座の「人権学習専門講座」、それから人権教育リーダーの養成を目的とした上級講座の「人権リーダースキルアップ講座」です。令和2年度は全面的に中止、令和3年度は一部開催しましたが、コロナ禍の中、中止となった講座も多くあり

ました。今年度は感染対策をとりながら、開催していきます。

人権教育支援事業について報告いたします。

地域に学ぶ体験学習支援事業については、地域に学ぶ体験学習支援事業は 11 学級、人権教育推進市町事業は 16 学級が地区公民館等を活動拠点として実施されています。

人権教育振興事業につきましては、幼稚園等の事業になります。今年度は、幼稚園が 14 園、子ども園 2 園の 16 園が活動を行っています。

全市交流学習会については、地域に学ぶ体験学習支援事業と人権教育推進市町事業の全学級の児童・生徒が集まって交流を深めるための会となっています。今年度は 9 月 10 日に実施を予定しておりましたが、コロナ禍によりやむなく中止となりました。

続いて、ふれあい交流事業についてですが、令和 3 年度は 8 校区に対して補助を実施し、合計で 742,540 円の補助を実施しています。令和 4 年度においても、1 校区あたり 10 万円を上限として補助を実施することとしており、現時点では 8 校区からの申請をいただいている状況です。

人権のまちづくり事業に関しては、令和 4 年度は 12 団体が活動をされる予定になっております。

続きまして、関係団体運営事業について説明いたします。加古川市人権・同和教育協議会の事務局を担当しています。令和 3 年度は可能な限り事業を進めました。令和 4 年度に関しても、新型コロナウイルス感染対策を取りながら、可能な限り事業を進める事としております。人権フォーラムにつきましては先日開催されました。東播磨人権教育協議会及び兵庫県人権教育協議会につきましても、加古川市の事務局として、各種研修会のご案内を発送しております。

続きまして、加古川市人権啓発推進員協議会の事務局を担当しています。現在 367 名に委嘱し、任期は 2 年となっています。

続きまして、加古川市企業人権・同和教育協議会の事務局も担当しています。現在加古川市内の企業 158 社が加盟しています。

続きまして、センター啓発イベント活動ですが、かこがわハートフルフェスタにつきましては、今年度 3 年ぶりに開催することができました。人数を制限して映画上映等を実施し、約 250 人の参加がありました。ウインターステージについては令和元年度から中止が続いておりますが、今年度は実施に向けて計画をしています。

続きましてセンター広報・啓発活動についてです。

人権カレンダーは人権擁護や人権尊重の精神について市民が意識するきっかけとなるよう、はがきサイズで誰にでも取り組みやすい絵手紙を募集しています。また、そのカレンダーにつきましては各戸配布し、人権啓発の推進をしているところです。

続きまして、人権標語・キャッチコピー、人権ポスター、人権マークは、人権を大切にす市民運動を全市的に展開しています。作品を募集し、各部門で優秀賞・優良賞・佳作を決定し、人権フォーラムにて毎年表彰をしてい

	<p>ます。</p> <p>人権関連図書の貸出につきましては、前回の審議会でもご報告しましたが、男女共同参画センターより図書の所管替えを行いましたことで、蔵書冊数が増加しています。なお、前回の審議会にて、現在の男女共同参画センターの図書についてご質問がございましたが、男女共同参画センターは6月に、駅前の「市民交流ひろば」に移転しました。現在図書の貸し出しは行っていませんが、同じ建物の6階に加古川図書館があり、貸し出しについては図書館をご利用いただいています。</p> <p>市内の図書館における啓発活動につきましては、昨年度から各図書館に協力していただいております。8月の「人権を大切にする市民運動推進強調月間」、12月の「人権週間」に合わせて、市内4つの図書館で特設コーナーを設置するとともに、啓発グッズや人権文化センターだよりなど啓発チラシ等を掲示いただき、啓発を行っています。</p> <p>YouTubeチャンネルによる配信につきましては、今年度も人権ひろばの講師をお願いをしまして、各講座をビデオ撮影しています。後日YouTubeで配信予定です。また、今年度はトライやるウィークで13人の生徒が人権文化センターで動画の吹き替えを行いました。その動画につきましては現在『人権文化センターチャンネル』で配信中ですので、ぜひご覧ください。</p> <p>続きまして人権文化センター人権相談として、人権相談専用ダイヤルを開設し全職員で対応しております。</p> <p>公民館巡回人権相談は、市内12公民館で、毎月一回巡回人権相談を開設しています。相談者に対しては、人権アドバイザーと人権文化センター職員の2名で対応しています。</p> <p>次に、インターネット・モニタリング事業も行っています。インターネットへの差別的な書き込みに対する削除要請や監視等の事業です。法務局に削除依頼を要請しております。</p> <p>講話・指導助言等における人権文化センター職員の派遣回数として、指導主事及び専門委員で、各学校園及び市職員の人権教育の指導員の助言及び、社会教育における指導助言も行っております。</p>
会長	<p>それではご質問等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>インターネットモニタリング事業についてですが、削除要請とありますが、具体的に何件くらい削除要請して、削除してもらえなかったものとか、削除できたものなどの件数を教えてください。書き込みの内容については結構です。</p>
事務局	<p>資料に記載の件数ほぼ全てについて、要請をしておりますが、削除にしまして、昨年度は掌握できる限り数件のみとなっております。具体的な件数は把握しきれっておりません。</p>

委員	何件かは削除してくれたということですか。
事務局	後日書き込みを確認したところ削除されていたため、これは削除要請が通ったためであると推測をしているところです。
委員	モニタリングについては、県が推奨しているものだと思うので、それを県が各市町村の実態を把握しきれていないのが実情だと思うんです。加古川市が削除要請するのと、兵庫県として削除要請するのではインパクトが違うと思うんです。兵庫県内で連絡網を作ってもらって、こういうひどい書き込みを県が集約して県が削除してもらおうようなことをしてもらえませんか。
会長	委員からのご要望ということでよろしく申し上げます。
	<p><b>4. 議事</b></p> <p><b>(2)「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画検討案」について</b></p>
会長	資料が分かれていますので、まずは資料3「検討案Ⅰ～Ⅲ」について、事務局から説明願います。
事務局	<p>それでは、説明いたします。お手元にお持ちの『資料3 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画（Ⅰ～Ⅲ）』および『資料4 第1回審議会での意見の基本計画への反映について（Ⅰ～Ⅲ）』をご覧ください。</p> <p>資料3につきましては、前回にご審議いただきました内容にて修正させていただいたものになります。修正の内容ですが、資料4「第1回審議会での意見の基本計画への反映について」に記載のとおりで、前回の審議会でのご意見を反映したものとなっております。ただ、1か所、市総合計画の施策と政策を記載している個所で、表現を体言止めにしてほしいとのご意見がありました。</p> <p>こちらにつきましては、施策は「人権文化の確立」と体言止めにしましたが、政策については総合計画での表現が「互いに尊重しあって暮らせる社会を実現する」となっておりますので、体言止めにせずそのまま引用しております。</p> <p>また、関連する市民意識調査の結果のグラフや表を新しく追加しています。グラフ、表を追加する際に、関連する表、グラフを確認しましたらかなり多くの表、グラフが該当することとなり、全てを掲載するとページ数が大幅に増えてしまうことから、本文での説明を追加するなどし、グラフの形で記載するものを厳選させていただいております。また、市民意識調査報告書ではグラフなどで「平成28年度調査」「令和3年度調査」と表現したものを「前回調査」「今回調査」と表記することとし、その説明を追加しています。</p>

<p>会長</p>	<p>前回の審議会で委員のみなさんから色々ご指摘いただいたところを反映させたものが資料3、反映についての説明が資料4ですが、それでは、ご質問等ありますでしょうか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、続いて「検討案Ⅳ～Ⅴ」についてご説明いただいて、その際に合わせてご意見・ご質問いただければと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>『資料5 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画(Ⅳ～Ⅴ)』をご覧ください。</p> <p>今回新たに冒頭に一文を追加しています。これは、前回の審議会でご指摘いただきました部分です。具体的な人権課題として課題が列記されていると、これで人権課題は全部だという風にとらえられないように、また、人権は全ての人を持っているもので、他人事ではなく、全ての人権課題が自分事であるということを示すために追加しました。</p> <p>次に「1 同和問題」につきましては、具体的な差別事象として「インターネットによる動画投稿」を追加したほか、市民意識調査の自由記述で一番多かった「そのまま放置しておけば、同和問題は自然に解消する」いわゆる“寝た子を起こすな”という意見について記載しています。</p>
<p>会長</p>	<p>前回審議会で私が申しあげたことは、前回の計画のようにいきなり「1 同和問題」と始めると、自分とは関係のない問題がずらっと並んでいると感じられる方が少なくないと思うんです。これまでの人権教育ではどうしても差別問題を例に挙げて、差別がどれだけ人権を侵害するものであるかを示しながら人権の大切さを語るが多かった。そのため多くの方は人権問題とは差別問題であると思って、人権は他人事、自分とは関係がないと捉える人が少なくないのではないかと。ですから、最初に、それぞれの人権課題は自分事なんだという趣旨の文章を書かないと、結局人権は他人事になってしまうのではと思って、ここにそうした趣旨の文章を入れてはどうかということをお願いした。そのあと、事務局が文章を整えたものが資料5に載っている赤字のものです。しかし、私が言いたかった部分が十分に反映されていなかったため、後日改めたものが、別紙の1枚ものの文章なんです。これについては、あとで私からどういう趣旨でこの文章となったのか説明させていただきます。</p> <p>それでは、事務局、説明をお続けください。</p>
<p>事務局</p>	<p>「1 同和問題」については、具体的な差別事例としてインターネットによる動画投稿という文言を追加したほか、市民意識調査の自由記述で一番</p>

多かった、いわゆる寝た子を起こすなという意見についての記述を追加させていただきます。

「今後の方向性」では「本人通知制度」や「インターネットモニタリング」について追加しています。

「2 女性」につきましては、「第5次加古川市男女共同参画行動計画」が策定されたことにより、内容を更新するとともに、SDGsで謳われている「ジェンダー平等を実現しよう」から、今後の方向性では「ジェンダー平等」という文言を追加しています。

続きまして、「3 子ども」ですが、従前からの取組に加え、平成30年に策定した「加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画」を記載するとともに、SNS上でのトラブルを未然に防ぐためのネットパトロールや、ヤングケアラー等の新しい社会問題も取り上げています。

また、令和2年に改正された児童福祉法等で「子どもへのしつけと称する体罰が児童虐待に当たる」と明記された件にも触れています。一方で、昨年の市民意識調査結果では、5年前に比べて改善されていると言うものの「保護者や教師が子どものしつけのために体罰を加えること」について約3割の人が容認しているという結果についても記載しています。

「4 高齢者」ですが、高齢者数が増加していく中で、高齢者が地域社会の中で活躍できるように、また、身体能力等の低下などで医療や介護が必要になっても、自分らしい生活が過ごせるような支援が必要であり、そのために、自立と生きがいづくりに向けた支援を行う旨を記載しています。

「5 障がいのある人」につきましては、記載のとおり、新たな法令の策定や改正等が行われました。「加古川市障がい者基本計画」では、「障がいのある人が地域の人とともに生きがいをもっていきいきと安心して暮らすことができるまちづくり」をその理念としております。「今後の方向性」では、関係機関・関係団体と連携し、障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいのある人の就労継続支援や社会参加を通じた交流機会に努めることとしております。

「6 外国人」につきましては、令和4年に「加古川市多文化共生社会推進指針」を策定したことに伴い、内容を更新しています。

「7 インターネットによる人権侵害」につきましては、近年、ニュース等でも話題になり、大きな社会問題となっています。このため、今年7月の刑法改正による侮辱罪の厳罰化など、最近の事案や法律の改正について更新したほか、インターネットモニタリング事業について追記しました。「今後の方向性」については、前回の計画ではあまり詳しく書かれていませんでしたが、今回はインターネットを使用するうえでの危険性を具体的に記載するとともに、正しい理解と判断力を持つことが必要という意味で「インターネットリテラシー」という表現を追加しています。

次に「8 性的マイノリティ」につきましては、各行政の取組を追加したほか、大きな問題となっている「アウティング」についての記載を追加しました。また、「今後の方向性」につきましては、性的マイノリティに対する

正しい知識、理解を深める人権教育、啓発を進めていきます。また、現在、本市では、性的マイノリティ専用電話相談やパートナーシップ制度などの導入について検討しており、性的マイノリティの方々に対する施策を推進していくことについての記載を追加しています。

「9 様々な人権問題」につきましては、最近の事象や本市の取組、法令や計画の策定、改定について更新しています。なお、「(2) HIV感染者・ハンセン病患者等」につきましては、新たに新型コロナウイルスの感染者やエッセンシャルワーカーについての差別事例を追記しました。

以上で第IV章の説明を終わります。

続きまして第V章です。

「1 人権尊重を基盤とした施策・業務の遂行」については変更はありません。

「2 人権施策の推進体制」につきましては、「(2) 関係機関や人権関係団体等との連携」のところで、市同協、市推協の次に企同協を追加しました。

「3 人権教育・啓発の推進」につきましては「(3) 家庭での人権課題」のところで、児童虐待、貧困問題に関する記述がありましたが、家庭での教育には、その保護者に高い人権意識を持ってもらい、子どもたちに偏見意識のない正しい知識を与えてもらうことが重要だと考え、また、児童虐待、貧困問題に関する内容は、第4章の具体的な人権課題の子どものところに記載していることから、該当箇所を削除しています。しかし、施策としては取り組むべきであることから、最後の2行、子どもに対する人権侵害の発生の未然防止に関する記述はそのまま残しています。

次に「(4) 学校、幼稚園、保育所、認定こども園での人権教育」につきましては、学校の取り組み方法について『「学校園連携ユニット」における人権教育カリキュラムの活用』を追加しました。

また、「(5) 職場での人権教育・啓発」につきましては、ハラスメントに起因する過労死、自殺に「心身の不調」を追加したほか、企業の取組の説明を具体的に「性別や年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、十分に能力が発揮できるよう」を追加しています。

「(6) 地域社会での人権教育・啓発」につきましては、現在人権文化センターが実施している事業である「ふれあい交流事業」、「人権のまちづくり事業」を追加しました。

続いて「人権相談」につきましては、平成30年度からの相談専用ダイヤルの開設などを追加したほか、市民意識調査の結果で、人権侵害を受けた際に公的機関に相談した割合が非常に低かったことから、相談窓口の情報提供の必要性について記載しています。

最後の「5 加古川市人権文化センターの活用」につきましては、開設時の状況について追加したほか、前回には記載のなかった人権相談に関しての記載を追加しています。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

<p>会長</p>	<p>この IV 章の前書き部分の赤字のものと、別紙の 1 枚ものの文章については、あとで私の方から説明させていただきますので、それ以外の点について、ご意見等ありましたらお出してください。</p>
<p>委員</p>	<p>具体的な人権課題について、前書きの文章を入れるのは僕はこれでいいと思います。解放同盟の立場からすると、やはり同和問題を一番頭に持ってきて欲しいというのがありますけれども。日頃から思っているのは、男女問題、障がい者の問題、子どもの問題、外国人の問題、これらはみんな違いがあるんです。この違いを認めずに同じことをしろということが差別になる。ところが、同和問題だけは同じなんです。同じなのに違うと言われている。これをみなさんにどうわかってもらえばいいのかというのが、課題なんです。違うものを同じだというのは差別なんです。でも、同じなのに違うと僕らは言われている。それも完全な差別です。これをどう表現するかというところで文章にはできないと思いますが、ここをどうわかってもらうかというのを念頭において活動しているので、何かのところで入れられるところがあれば、そういったことも入れて欲しい。我々としては、同じなのに違うと言われているということは一番に考えないといけないことだと思っています。</p>
<p>会長</p>	<p>今、おっしゃったことを即座に今度の計画に反映させるというのではなくて、将来的に盛り込んでいってもらった方がいいのではないかということですね。他はいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>ヤングケアラーについてですが、2022 年兵庫県が策定した支援推進方策のパンフレットがありまして、担当しています 2 つの中学校と 3 つの小学校に行きまして、この話をしても、まだヤングケアラーは社会的に認知されていないところが正直なところございまして、支援体制の構築に取り組んでいますという以前に身近な人々にヤングケアラーの認知・理解をお願いしていくというステップが必要であると思います。加古川市もヤングケアラーの窓口をどこかに作られていますよね、そういった具体事例をもっと入れていただいたらこの記述が膨らむのかなと思います。私たちは人権について研修を積んでいますので、この記述でもわかるのですが、一般の人からすると、ヤングケアラーって何だろうと、今までやってたことじゃないのとか思われるかなと思います。学校でもやはり、ヤングケアラーの事情はプライベートな家庭事情が絡むことなので、その存在を把握することがとても難しいという話をされる。一番身近なのは学校現場だと思うので、そこらで声なき若者の SOS を拾い上げるということをやらず先にやって、それから相談窓口はここにありますよと。それから、学校の先生が子どもに聞きながらですが、スマホアプリなどの媒体の力も使いながら、やはり一番初めに相談窓口のことを具体的にに入れていただきたいと思っています。</p>

会長	<p>ヤングケアラーとは近年使われるようになった言葉なので、もう少し具体的な事例を示すことで読む人が理解しやすくするようにするというのと、相談窓口を掲載するということですね。他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>ヤングケアラーのことですが、民生委員も今から3か月くらい前に地域の福祉の方から、身近にそういう方がいませんか。と聞かれたことがありますが、日々、地域を回っていても、どの家庭にヤングケアラーがいるのか本当にわからないんです。一人暮らしの方なんかはすぐわかるんですけど。一目で貧しい暮らしをしているということがわかるような子どもも最近はその見かけませんし、どの子が食べるのにも困っているだとか、(民生委員として地域を)回っていてもわからないんです、私の担当しているところでも、どの子がヤングケアラーなんですかなんていうことは差別になるので人に聞くわけにもいかないし、今民生委員をされている方も迷っていると思うんです。高齢者を探すことは簡単で、すぐ支援もできるんですが、ヤングケアラーは外から見て本当にわからないんです。そういう話を神戸で聞いたりだとか、元ヤングケアラーであった人に話をさせていただいたこともあるんですけど、今でこそヤングケアラーと言われるが、その人が子どもの頃はそんな言葉はなかったし、お母さんの面倒を見たりとかして自分が辛くても、学校や友達にも言えなかったということを知っていてすごく辛いなど思いながらも、どういうふうになれば今からの子どもを救ってあげられるかというのはすごい課題だなと。市からそういうことを言われてもこれって大変なことだなと思っているんです。</p>
会長	<p>ヤングケアラーの外から見えにくいという特徴も併せて加筆していただけたらと思います。他にどうでしょうか。</p>
委員	<p>21 ページの下から6行目からの記述ですが、これでは、寝た子を起こすなという意見が多かったという記述に留まっている感じがします。寝た子を正しく起こすという言葉を入れてもらえたら、よりわかりやすくなると思います。最終段落は、同和問題を正しく理解し、寝た子を正しく起こす。他人事ではなく～と続けるほうがいいと思います。今の記述だと、寝た子を起こすなという意見が多いのが当たり前のような記述に感じてしまいます。</p>
会長	<p>「自由記述で一番多かったのは寝た子を起こすなという意見でした」では、多いということしか書いておらず、それが問題だという部分が抜けているので、もっとそこを強調するということですね。今ここの段落にはそこが書かれていないですね。こういう意見がたくさん出たことが問題だという認識は委員も事務局も持っておりますので、加筆するよう調整します。同和教育とはそもそも正しく起こす教育ですので、そういった記述も入れることができるかどうか、全体の流れを見た上で考えたいと思います。</p>

私から 20 ページの前文の趣旨を説明しますが、人権が他人事であって自分に関係ないと思っている人が割と多いということで、同和問題をはじめ各人権課題の記述をしていっても、これは他人事で自分事ではないということで読んでもらえないのではないかと。だから、各人権課題を挙げる前に、自分事でありすべての人が各人権課題の関係者なんだということを入れてはどうかということで文案をつくりました。ただ、事務局に赤で直してもらったところを見ると、いろいろ言いたかったことが抜けているところがありましたので、別紙を作ってもらいました。読み上げます。

(別紙の記述を読み上げ)

こういう文章を作りましたが、他の部分の文章と記述のトーンも違いますので、まずそれを合わせるということをしていきたいと思うのですが、意見いただきましたらまた手を加えるということもしますので、今読み上げた部分も含めてご意見いただけたらと思います。案としては、資料5の赤の部分はこの別紙の文章に変えるということです。いかがでしょうか。

委員

戦争のところなんです、差別は人権侵害ですが人権侵害のすべてが差別ではありませんといった記述があるんですが、差別ではない人権侵害には例えばどういったものがあるのかお答えいただきたいのと、戦争は最大の人権侵害であるといわれますが、戦災で命を奪われたり～と文章が続くのですが、私は戦争は全部人権侵害だと思っているんです。具体的に2つ例を挙げているんですが、もっともつとあると思うんです、なので具体的に2つだけ挙げるのではなくて、戦争は絶対ダメだとだけ書くほうがいいのではないかと思うんですが。

戦争の人権侵害の例として具体的に1つ2つ書くと、これだけしかないのだと思われませんか。とにかく、戦争はすべてが人権侵害なんだということを強調してほしいなと思うのと、人権侵害のすべてが差別であるわけではありませんという部分についてはちょっと理解できません。

会長

戦災で家を失うということは重大な人権侵害ですが、差別とは言わないですね。

委員

根本的に戦争自体があつた国は嫌いだ、あの国を自分のものにしたいとか、どこかに差別があると思うんですが。ロシアとウクライナにしても、お互いの国を悪く言い合っている。いろんな戦争を仕掛けたり、どこかに爆弾を落としても、どこかにうまいこと互いに大義名分をつけあっている。戦争は、すべて差別から始まっていると私は思うんですが。人権侵害のすべてが差別ではないというときに、差別ではない人権侵害が具体的に何があるのか、私には思いつきません。

会長	<p>例えば労働組合を作ることが職場で認められないというのは、労働者の当然の権利を認めないということで人権侵害といえますが、通常は差別とは言わないですね。</p>
委員	<p>労働者を差別しているんじゃないですか。多くの場合はそうだと思うのですが、違いますか。</p>
会長	<p>一般的な差別の定義というのは、生得的属性、自分では選ぶことができない属性を根拠として排除されることをいいます。女性は選んで女性に生まれてきたわけではないし、障害も自分が望んで持ったものではない。部落も望んでそこに生まれたものもない。そういった生得的な属性の違いを根拠にして排除するというのが差別であると一般的には定義されます。そういうことでいうと、労働者が組合を作ることが認められないとか、ストライキを認められないとか憲法で保障された権利が認められないということは、そこに外国人労働者の問題が絡んだりすると差別問題といえますが、そうでない場合は、生得的な属性を根拠とした排除とはいえないわけです。</p>
委員	<p>組合を作らせないというのは、経営者の使用者に対する差別だと思いますけど。</p>
会長	<p>差別の定義の問題だと思います。労働者というのは生得的な属性ではなくて、経営者になろうと思えば、いろいろな制約はあるにしろ、労働者の家に生まれたら一生労働者でいなければならないというわけではない。</p>
委員	<p>でも労働者の権利があるじゃないですか、そういう色んな権利を奪っているのだから、差別だと思うんですが。そこに自分の息子、親戚が務めている、それと一般の労働者と分けるとか、いろんな場面があると思いますが、要するに、ここで人権侵害の全てが差別ではありませんと書くと誤解を招くような気がするんですが。</p>
会長	<p>人権侵害はすべて差別であるという誤解があるので、ここでこの記述をしているのですが。</p>
委員	<p>人権侵害はすべて差別だと思いますが。差別じゃなかったら、それは本当に人権侵害ですかと逆に問いたいです。差別じゃない人権侵害ってありますか。</p>
会長	<p>たくさんあります。今申しあげた労働者の権利侵害もそうですし、例えば、思想による排除も、生得的な属性ではないので、差別だとは言わないんです。</p>

委員	私はそうは思いませんが。生得的な属性であるかどうかは誰が判断するんですか。
会長	それは一般的な社会通念です。
委員	<p>通念というのは人の考えであって、男の恰好をしていても心は女性の人 がいて、それは見た目ではわからないのですから、それを生まれたときに男 だからとか、生得的な属性で差別かそうでないか判断していったら、それこ そ差別じゃないんですか。</p> <p>部落で生まれた人だけでなく、部落で生まれていない人も部落に住めば 部落民なんですよ。自分がこの村に住もうと思って住んでいる人が排除さ れるのは差別じゃないんですか。自分の意思でそこに住んだ時点で、差別さ れるんですよその人らは。だから、土地を買うときに調査なんかをする人が いるわけで。自分が好んでそこに住んでいるのに、排除される場合は先生の 定義でいうと差別じゃないということになりませんか。</p>
会長	<p>部落差別は何かというと、部落に生まれたことを根拠とした差別で、その 中には確かにおっしゃるように、部落に生まれていないけど部落に住んだ ことで部落民とみなされて差別を受けることもあるんですが、差別をする 側は、生まれによる違いだとみなしているの、部落差別は全体を見れば、 部落に生まれたという生得的属性を根拠にしたものと言えます。たまた ま、その差別の中に今いったような事例もあるけども、生得的な属性を根拠 とした差別であるという本質は変わらないです。</p>
委員	私はもうここは、人権侵害はすべて差別であるということによいと思う んですが。
会長	<p>そうしてしまうと、差別の概念がすごくあやふやになってしまいます。こ こで言いたいのは、人権問題は差別の問題だから自分には関係がない、自分 は差別されていないし、していないから自分には関係がないと思ってしまう 人たちへの呼びかけとして、人権問題は差別問題だけではなくて、 人権はすべての人に関わる問題だから、他人事ではなくて自分事なんだと いうメッセージを伝えることなんです。そのときに、人権問題はすべて差別 とすると、やっぱり自分には関係がないと思う人が出てくるのではないで すか。</p>
委員	自分には関係がないと思っているから、部落差別するんじゃないかと、そ この息子に結婚させると自分たちも差別されるからということで、差別を理 解しながら差別をするんじゃないですか。自分には関係がないということ じゃなくて、差別が自分の頭の上に振ってくるから、それを嫌がって結婚差 別するんじゃないですか、私はそう思うんですけど。

会長	それは、自分事となったときの話です。結婚という。
委員	障がい者の子どもの支援をしたときにその代表者のお父さんが、まさか自分の子が障がいを持って生まれてくるなんてという話をされたことがあって、みんなそうだと思うんですよ。自分のところにはそういったことはないと思って生活していて、そうなるわけですから。他人事だから差別ではないという記述を入れると、ものすごく誤解を招くと思うんですけど、他の方はいかがですか。
委員	あてはまる言葉が見つからないのですが、例えば宝石を比べる時、差別化すると言葉が使われます。それは、人が物に関わって差別をするのは、石の種類大きさ品質によって価値を決める時に使われます。宝石自体には人格がないので単なる差があるという意味での差別なのですが、人が人と関わって人権侵害が起こった時は、そこに何らかの心理が働く。それが意図的であれば差別性があると思います。労働運動がおこるのは元をただせば雇用者と被雇用者との間に考えの差、問題があるからである。戦争で命を奪われたり難民生活を送らざるを得なくなるのも元をただせば、国と国との差別心が戦争を引き起こす。徴兵を望んでいないのに命じられて戦地へ送られる者と、自分には行かなくても人を殺しに行けと言う者との差別もある。そういった事を細々と文章にはできないので、誤解を招く事例は書かなくてもいいのではと思います。
会長	先ほどおっしゃった、宝石の差別化というのは、差別と言うのは元々正当な理由なく特定の人を排除するという意味はなかったんです。区別という意味しかなかったんです。例えば、無差別爆撃みたいな使い方などは、区別しないという意味しかない。 差別という言葉が今みたいな使われ方をし出したのは、それほど古いことではないんです。だから、差別化とか無差別というのは昔の言い方がそのまま残っているということです。 それと、徴兵されて戦場に送られるというのは人権侵害といえるんですが、兵士になるというのは誰もがその可能性があるわけで、それを差別といえるのかというところだと思います。
委員	でも嫌なのに徴兵されるのは、差別じゃないんですか
会長	それは人権侵害です。
委員	人権について色々勉強している人間が集まっているこの場でもこれだけ意見が出るということは、市民に出したときに、おそらく誤解はいっぱい生まれると思う。ピーマン嫌いというのは差別じゃないですけど、あそこでと

	<p>れたピーマンが嫌いだというのは差別ですよ。それと、あいつは嫌いだというのは差別じゃないですが、あそこの村のあいつは嫌いだということこれは差別発言だと思っているんですが、それはどう思われますか。</p>
会長	<p>それは理由によります、何を根拠としてそう言っているのか。</p>
委員	<p>理由如何を問わず、あそこの村のあいつが嫌いだと言った時点で部落差別が頭によぎるので差別発言だと思いますが。</p> <p>ただあいつが嫌いだというのは問題はないけど、あの村の、とつくのは差別だと私は思います。あえて、人権侵害のすべてが差別じゃないという文言を入れる意図がわからないし、戦争は最大の人権侵害であるというので終わったら素直に読めるけれど、具体例を入れるとなると、もっと入れないと足りないから、なんで1個や2個しか載っていないのかと思うんです。人権侵害じゃない戦争なんかはないと思うんですが。それがあつたらこの書き方でもいいと思いますが。</p>
会長	<p>人権侵害じゃない戦争があるとは言っていないし、私も考えておりません。戦争は最大の人権侵害であると書いているわけですよ。</p>
委員	<p>戦争は最大の人権侵害だといっていて、2つだけ具体例を挙げるというのは、もっともといっぱい事例があるので、あえてこの2つだけを挙げるべきではないと思うんですけど。</p>
会長	<p>ここで具体例を挙げているのは、人権侵害はすべて差別ではありませんという例として挙げているんです。</p>
委員	<p>そこが納得できないんです。人権侵害はすべて差別だと思うんですけど、それは違うんですか。</p>
会長	<p>違います。</p>
委員	<p>それだったら私の勉強不足かもしれませんが、読んだ人がどう思うかだけです。</p>
委員	<p>ここを中心に議論が進んでいるんですが、ここの要旨は他人事ではなくて自分事と捉えていくことが大事ですということで、細かい例が入ってくると、市民にとっては誤解を招くところがあるのならもう少し短くして、ここの趣旨が伝わるようにすれば良いと思うのですがみなさんいかがでしょうか。</p>
委員	<p>それがいいと思います。</p>

委員	<p>私も同じ意見で、文章の中に人権侵害される可能性はすべての人にあり、人権問題は決して「人ごと」ではないのですという記述もあって、そこで見ると思うので、あえて誤解されるような細々としたことは書かないほうが良いと思います。</p>
委員	<p>私もここはもう少し簡単に書けばと思います。</p>
会長	<p>わかりました。ただ、私は、繰り返しますが、人権というと差別問題だから、自分には関係がないと思っている人は実際多いんです。大学でたくさんの学生を教えてきた経験から言っても、学生たちも自分事として捉えていないということが多かったんです。どうしてかと学生に聞くと、人権問題は差別を受けている人の問題だから自分には関係ないからだという学生が多かった。しかし、人権問題は人権をすべての人が持っている以上、すべての人に関わる問題だから、そこを理解してもらおうと思って、人権問題というと差別問題に限らずこういった問題もあるということで、戦争で家を失う人がいるという例を挙げたんです。私はそれは差別問題ではないと思いますので。</p> <p>空襲で家を焼かれるというのは、東京大空襲でほとんどの家が焼けたように、名声がある人でも富がある人でも貧しい人でも関係なくほとんどの人が家を失ったんです。それは差別問題ではなくて人権問題なんです。差別問題ではない人権問題だということを理解してもらおうと思って、その例を戦災とか労働組合だとかを入れて、理解を深めようとしたんです。それで入れているんですけど、それが通じないのなら別のことを考えます。</p>
委員	<p>もう1ついいですか。若い子に聞いたら、差別はされる側の問題だと言われたとおっしゃりましたが、差別をする方の問題だと思うんですが。</p>
会長	<p>差別される人のほうにも問題があると思っている学生が少なくないんです。学生たちは誤解をしているんです。ただ、差別する側の問題だと言っても、私は伝わらないと思います。なぜなら、多くの方は自分は差別はしないとと思っているんです。自覚的に自分は差別しているんだと思っている人はほとんどいなくて、無自覚にしていることが差別なんだと私は思うんです。結婚差別でいっても、自分の子どもは部落の人と結婚して欲しくないと思っている人も、それはその人は部落差別していると思っていないんです。</p>
委員	<p>それはそうです。</p>
会長	<p>ですから、差別する側の問題なんですよと言っても伝わらないんです。多くの方は自分は（差別していたとしても）差別していないと思っているんですから。自分事として考えるのには、まず人権侵害とはすべての人に関わる問</p>

	<p>題ですべての人に生じるということと、女性の人権問題で書いているところですが、女性の人権問題は男性との間で生じていることから、男性の問題でもあるとありますが、差別する側の問題ですよと言っても、多くの人はやっぱり自分には関係がないと思うんです。</p>
<p>委員</p>	<p>関係がないと思うのと、人権問題はすべて差別ではないということが全然合わないと思うんです。他人事だと思わないようにしようというのは、書いていただいているんですから、それに加えて人権侵害のすべてが差別ではありませんと書く必要がどこにあるのかなど。</p>
<p>会長</p>	<p>なぜ人権問題を他人事と思うのか。多くの人が人権問題を差別問題だと考えて、差別の問題だから自分には関係ないと思うからだと思うんです。人権問題は差別問題だけではありませんよという呼びかけをしてはどうかということですか。</p>
<p>委員</p>	<p>人権問題すべてが差別ではありませんという文言がすごく引っかかるんです。何故これを入れないといけないのか。人権侵害は差別じゃないというのをなぜ書かないといけないのか。人権侵害はすべての人の問題ですよだけ書けばいいのではないですか。</p>
<p>会長</p>	<p>それは、ずっとお題目のように言われてきたことで、それでもみんな、人権侵害は差別の問題だから自分には関係がないと思っているわけです。</p>
<p>委員</p>	<p>差別の問題だからではなくて人権侵害だからそれはあかんとみんな思っているから、それが差別だから、差別にならないから興味を持とうかとは思ってないと思いますけど。どんなことを言っても興味がない人は興味がない、どう言っても部落民は嫌いだと言う人は昔からいるわけですから、そんな人に人権侵害は差別じゃないと言っても、その人がこっちを向いてくれるかそうでないか。これはすごく誤解を招く表記だと思いますよ。先生みたいに勉強されておられる方はそうでないのかもしれませんが、みんな人権侵害＝差別と思っていると思うんですけど。</p>
<p>会長</p>	<p>当然、ご意見いただいたうえでこれは書き換えていくわけで、これで決まりというわけではないです。何が一番大事かということと市民に言いたいことが伝わって、啓発に資するものになるということですから、そうなるように、変えるべきところは変えますので、みなさんにご意見を出していただければと思います。</p> <p>このところは、案を次回に出しますので、そこでまた検討するということでスケジュール的には、事務局、問題ないですよ。また、いろいろとお考え下さい。</p>

委員	<p>会長のおっしゃることは理解できるんです。ただ、ここでたくさん言うとはり誤解されることもあると思うんですね。この計画という冊子に載ることもあって、差別する人からすると、格好のよりどころになることもあると思うので、そこは変えていただけたらと思います。</p>
委員	<p>前回の冊子が出てから数年経ちますが、時代の変化によって、新しい用語が出てきたときに、例えばいわゆる LGBT、SDGs、ヤングケアラー、合理的配慮、アウティングとかすごくたくさんの用語が出てくると思うんですが、これらを前の冊子のように用語解説のように別書きにすると、わからない言葉が出るとそこをページをくって見ないといけなくなります。そこで、新しい用語が出たときに、文の末尾にその意味も書いて頂くと読みやすくなるのではないかと思いました。それと、赤字で追加されているところも多くあって、例えば外国人のところでは、多文化共生社会推進指針とか、加古川市はこういう指針をもってやっていくんだなとそこで思いましたが、国際交流協会なんかではかなりボランティアの人が手助けしながら、コミュニケーション支援とか、災害時の指示体制なんかをやっていきますので、ボランティアのことも載ってもいいのかなとすごく思いました。それともうちょっとひとつひとつに、例えば、～のような多文化共生社会推進指針というような具体的な説明も付けたほうが良いと思います。市民の関心事は、指針の名称それ自体じゃなくて、どういうことをやっていくのかということなので。現在進行形のものも、もう既に今までやっていたことプラスアルファだと思うんですね、そういったところは私はそういう観点で読みますので、できたら入れていただけたらと思います。</p>
会長	<p>用語解説は、冊子に入れるんですかね。</p>
事務局	<p>前回計画にあわせて、当初、用語集的なものを巻末につけさせていただこうと考えておりました。5年経っておりますので、新しい用語についてはそこに追記させていただこうと思っておりましたが、今言われたように、巻末よりも文中等に載せるべきなのかということは、いろんな箇所に出てくる場合は、どうするかということも考慮しないといけませんので、一度検討させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>用語解説自体は入れるということで、ただ巻末に入れるのか、他市でよく見るのが脚注として文中の用語に番号をつけて同じページの下に小さな字で語句解説を書くとかいうやり方もありますので、それについては検討するというところで事務局よろしくお願いします。他にどうでしょうか。</p>
委員	<p>障がい者の表記について教えていただきたいんですが、一部ひらがな表記のときと、漢字表記のときがあるんですが、行政用語というか、こういう場合はこう表記するとかがあるんですか。</p>

会長	<p>法律とかで漢字になっていたりするものはそのまま引用しています。国はすべて漢字で表記していますので、用語とかになると国に準ずるということになりますが、障がいを持つ人といった場合は、加古川市の場合は混ぜ書きにしています。</p>
委員	<p>表記については、誤解を招くとか理解が難しいものがあったりすると思うのですが、会長がおっしゃられた人権には義務がないというお話で、私たちは、そうなんだと思うのですが、一般的に、人権には義務がないというと、だったら言いたい放題言っていんだなと受け止められてしまう部分も出てくると思うんですね。私たちは審議会のなかで色々なお話を聞かせていただくなかで、理解していけるんですけども、やはり、正しく受け止められるような表記をしていかないと、せっかく一所懸命計画を作り上げて、そこに書かれていることが誤解されたまま一人歩きすることにも繋がりがねない気がします。どこがどうと今、取り上げることはできませんが、全体的に、変な意味でとられないように素直に受け止めてもらえるような表記にしていただけたらと思います。</p>
会長	<p>人権と義務についていいますと、人権には義務がないんですけど、権利の行使には責任は伴います。義務というと、何かを果たさないといけないというイメージが強くなって誤解を生むんですけど、権利に責任が伴うというのは当然のことです。表現の自由でいうと、自分の言ったことには責任が伴うということですね。そこは人権教育でしっかりとやっていくべきところだと思います。</p>
委員	<p>義務の話なんですけど、私も聞こうと思っていたんですが、義務はないと言いますが、他人の人権を守る義務はあると思うのですが。</p>
会長	<p>義務はないですけど人の人権を侵さないという責任がありますね。</p>
委員	<p>誤解を招くような質問だなと思ったんです。もっとストレートな聞き方があるんじゃないかなと思って。人権を守る義務はあるんですか。</p>
会長	<p>それは義務ではないです。日本国憲法で、公共の福祉を侵さない限りという断りがつきますが、あれは、他人の人権を侵さないという意味なんです。</p>
委員	<p>義務という言葉はどう使うかなんですよね。私は正確な意味はわからなくて、今思ってるのは、人の人権を侵さないのは義務と思っているんですが、それは違うんですか。</p>
会長	<p>自分の権利を行使するにあたって、他人の人権を侵してはならないわけ</p>

	です、それは責任なんです。
委員	義務じゃないんですか。
会長	義務というと、何かの義務を果たしたら、これを受け取れるとかそういうニュアンスが強くなるので、権利の行使を語る際に義務という言葉を使うと誤解を生じます。
委員	そんな誤解を招くような義務という言葉をなぜ意識調査で使うのですか、今ここでも人権を守る義務があるのかないのか答えが出にくいような感じで、義務なのかなそうじゃないのかなというのに、人権には義務があるというように質問でその言葉を入れたら、やはり誤解を招くように思うのですが。
会長	調査票で、人権には義務が伴うという意見について問うのは、学校教育では権利よりも義務を教えるべきだという意見が多いからです。権利には義務が伴うのだからという意見が多いので、だから人権には義務が伴うと誤解している人がいるので、その人たちがどの程度いるか把握しようというねらいがあるからです。
委員	人権を守る義務はないなんて言われるとすごく混乱するし、それが間違いだなんて言われると、えっとなるのは私だけですか。
会長	権利の行使には義務は伴わないんです、責任は伴いますけど。
委員	自分が生きていく間に人権を守るのに義務があるというのは間違いだと言われたらえっと思うんですけど、それも誤解を招くと思うんですけど、それは間違いなんですか。
会長	人権には義務があるというのは間違いです。生まれながらに持っている権利なのだから、何かをしたらもらえる権利ではないんです。
委員	義務というのは、自分も人に人権を尊重してもらえるかわりに、自分も人の人権を尊重するというのはこれは、私らにとっては義務だと思っているんですけど、それを、人権には義務がないと言われると混乱しますよ。私も今混乱しています。
委員	一般の人は、義務と責任が一緒になってしまっていて、この意識調査で高い数字が出てくるのはそういうところが原因かなと。
委員	そうそう。そこをみんな誤解して回答してしまったのでは。

<p>会長</p>	<p>義務と権利というのは同じところに存在しないんです。例えば、お金を貸したら、返す義務がありますよね、貸したほうは返してもらう権利がある。そういうふうに、権利と義務というのは、一人の人に同時に存在するのじゃなくて、相手があつての、相手に義務があつたら自分に権利が発生するというそういう関係なんです。そこのところは人権教育できっちりと教えられていないという点があるので、俗にいう、権利だけ主張して義務が伴わないという言い方でごっちゃになっているので、そこを整理するような教育が必要なんです。そういう誤解をしている人がどの程度いるのかということで調査票に入れているということで、教育啓発の課題を見つける趣旨のものなんです。</p>
<p>委員</p>	<p>世の中は権利はあるけど義務があると行ったほうがうまく回るような気がしますけど。</p>
<p>会長</p>	<p>手短にいいますと、学生としゃべっていると、教育を受けることは義務だとみんな思っているんです。でも教育を受けるのは権利なんです。親には子どもに教育を受けさせる義務があるんですね。そこのところは、義務と権利というのはすごくごっちゃになっています。人権教育では、人権とは何かということを詳しく語る必要があります。その点が人権教育の大きな課題だと思うんです。</p>
<p>委員</p>	<p>親が教育のお金を出して学校へ行けというのは、義務ですよ、他のいろいろなお金を出すのも。でも、子どもが行くのは権利だとするなら、行かなくていい権利もあるんですか。でも私は親がお金を出しているんだから、子どもは行く義務があると行ったほうがうまく収まると思うんですけど、権利と義務とか言い出したら、子どもは学校へ行く権利はあるけど行かない権利もあると言われたら、子どもにどう説明したらいいんですか。</p>
<p>会長</p>	<p>不登校は不登校で、それは行かないという権利は認められるべき権利ですよ。無理やり行かせていたわけですよ、これまで。すごくしんどい思いを子どもにさせていたわけですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>今議論されている内容が市民意識調査なんですけど、この有効回答数 27%というのは妥当性があるんですか。</p>
<p>会長</p>	<p>一応統計上の信頼度はあるんですけど、27%というのは偏りなので、40%に比べて統計上の信頼度は落ちるとは言えますが、27%だからここに挙がった傾向が実態を表していないとはいえません。回収率が高いことに越したことはないんですけど、なぜ 27%になったのかは実際わからないんです。他市でもそうなんですけど、5割を超えた場合も、なぜ 5割を超えたのかもわ</p>

	<p>からないんです。今回、督促状は出してないんですよ、出せば5ポイント程度あがるというのはあるんですけど、今回は出していません。 ただ、27%という回収率は、ここに挙がっているのが信用できないというほどのものではありません。</p>
委員	<p>調査方法を郵送だけではなくネットを絡めるなどしてみればどうでしょう。</p>
会長	<p>それが、ネットもやっている自治体も増えてきているんですけど、ネットを絡めると回収率上がるように思われますが、実は、それほど上がらないんです。結局、郵送で回答するような人がネットで回答するという構図になってしまっている。以前は郵送だけのところが、ネットも併用したという自治体や、それを実施した調査会社にもいろいろと聞いたんですけど、回答率は実際上がってないんです。難しいところですね。 今日頂いた意見を反映させたものを次回審議会で反映させますので、またご意見いただければと思います。 次第のその他について事務局何かございますか。</p>
事務局	<p><b>5. その他</b></p> <p>次回のスケジュールですが、次回の審議会は10月頃を予定しております。本日いただきましたご意見を踏まえて、基本計画の策定案をお示しさせていただき予定となっております。また、日程等が決まりましたらご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>本日予定しておりました議事は全て終了しました。全般で何かご意見・ご質問があればお伺いいたします。</p>
委員	<p>基本計画ができたときとか、何かのタイミングで市長にも出席していただいてという機会を設けていただけたらなと思います。</p>
会長	<p>それでは、これを持ちまして、議長の役を終わらせていただきます。進行を事務局へお返ししますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p><b>6. 閉会</b> 副会長あいさつ  閉会</p>